

平成28年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	市民団体代表	たつの市連合自治会	副会長	寺 田 勝	
2	市民団体代表	たつの市連合婦人会	副会長	山 本 健 美	
3	市民団体代表	たつの市老人クラブ連合会	会 長	重 本 文 夫	
4	市民団体代表	たつの市観光協会	副会長	飯 田 健 人	
5	市民団体代表	たつの市商工会	副会長	金 澤 信 義	
6	市民団体代表	たつの市PTA協議会	副会長	今 岡 佐 苗	
7	市民代表	公募委員（龍野）	—	藤 輪 邦 男	
8	市民代表	公募委員（新宮）	—	寺 澤 利 香	
9	市民代表	公募委員（揖保川）	—	西 口 小 夜 子	
10	市民代表	公募委員（御津）	—	塚 本 敏 昭	
11	交通事業者職員	神姫バス株式会社 姫路営業所	所 長	魚 谷 観	
12	交通事業者職員	株式会社ウエスト神姫	業務部長	村 上 正 弘	
13	交通事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 神戸支社	総務企画課長	岩 崎 隆 利	
14	公益社団法人兵庫県バス協会の指名する者	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	中 澤 秀 明	
15	交通事業者職員兼一般社団法人兵庫県タクシー協会の指名する者	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 (株式会社 龍野タクシー)	西播支部長 (代表取締役社長)	熊 淵 秀 夫	
16	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の指名する者	神姫バス労働組合	副執行委員長	藤 元 忠	
17	国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長の指名する者	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部輸送部門	首席運輸 企画専門官	吉 本 道 明	
18	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長の指名する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所道路管理第二課	課 長	米 村 克 己	
19	兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長の指名する者	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	樋 口 和 夫	
20	兵庫県関係行政機関職員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐 (企画調整担当)	田 口 司	
21	兵庫県たつの警察署長の指名する者	たつの警察署	交通課長	山 本 晋 也	
22	交通会議の運営に必要と認める者	たつの市議会	総務生活 常任委員会 委員長	三 木 浩 一	
23	たつの市関係機関職員	たつの市	副市長	小 西 千 之	
24	たつの市関係機関職員	たつの市健康福祉部	部 長	井 上 伸 史	
25	たつの市関係機関職員	たつの市都市建設部	部 長	菅 原 昌 則	

(順不同)

市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」利用実績及び登録状況について

平成29年1月10日～2月14日(30日間)

1 利用実績

区域名	利用人数 (人)	1日平均 利用人数 (人)		午前便 利用割合 (%)	午後便 利用割合 (%)	65歳以上 利用割合 (%)	
		1月	2月				
新宮区域	589	19.63	18.21	22.09	69.61	30.39	95.74
御津区域	563	18.77	18.58	19.09	68.38	31.62	92.66
計	1,152	38.40	36.79	41.18	—	—	—

2 目的地種別利用人数

新宮区域				御津区域			
利用 順位	目的地種別	利用 人数 (人)	利用 割合 (%)	利用 順位	目的地種別	利用 人数 (人)	利用 割合 (%)
①	医療・福祉施設 (病院・歯科医院等)	143	44.97	①	医療・福祉施設 (病院・歯科医院等)	240	68.38
②	交通結節点 (駅・バス停等)	86	27.04	②	交通結節点 (駅・バス停等)	64	18.23
③	公共施設・学校園 (公民館・図書館等)	47	14.78	③	公共施設・学校園 (公民館・図書館等)	22	6.27
④	商業施設 (大型量販店等)	29	9.12	④	商業施設 (大型量販店等)	20	5.70
⑤	金融機関 (銀行・郵便局等)	13	4.09	⑤	金融機関 (銀行・郵便局等)	5	1.42
計		318	100	計		351	100

3 目的地施設別利用人数

新宮区域			御津区域		
利用 順位	目的地施設	利用人数 (人)	利用 順位	目的地施設	利用人数 (人)
①	播磨新宮駅	75	①	たつの市民病院	140
②	堀田医院	62	②	市民病院バス停	62
③	横田医院	21	③	藤末内科循環器科 クリニック	21
④	八重垣病院	17	④	室津診療所	20
⑤	兵庫県立リハビリテーショ ン西播磨病院	14	⑤	マックスバリュ御津店	18

4 登録状況

区域名	登録人数(人)	区域内人口(人)	申請率(%)
龍野東区域	2,584	27,971	9.24
龍野西区域	1,497	12,525	11.95
新宮区域	1,856	14,570	12.74
揖保川区域	1,377	12,255	11.24
御津区域	1,472	10,910	13.49
計	8,786	78,231	11.23

65歳以上

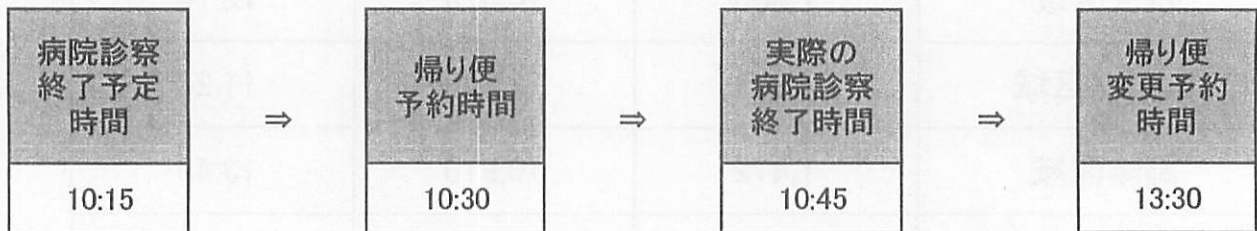
区域名	登録人数(人)	区域内人口(人)	申請率(%)
龍野東区域	2,435	7,179	33.92
龍野西区域	1,389	3,670	37.85
新宮区域	1,748	4,576	38.20
揖保川区域	1,267	3,372	37.57
御津区域	1,337	3,539	37.78
計	8,176	22,336	36.60

病院・歯科医院の診察終了時間に伴う予約時間の変更について

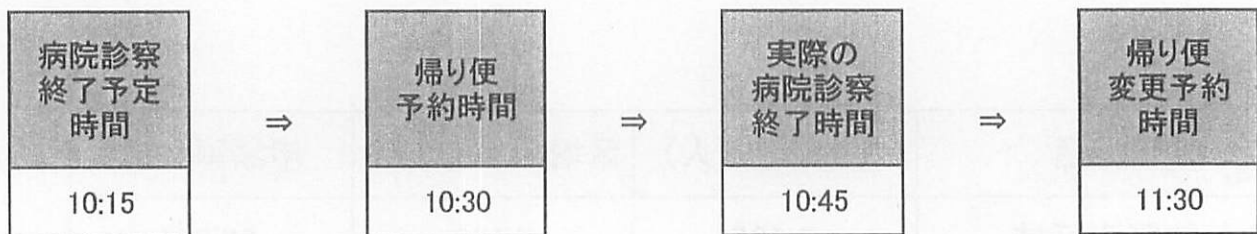
デマンド交通の利用予約については、利用したい時間の2時間前までに予約することとしていますが、先行運行において利用者から病院、歯科医院の利用について診察終了時間に合わせて予約時間を変更したい要望が多くあったため、利用者から変更の連絡があった時点で、次に出発する便に乗車できるよう予約時間を変更することができることとするものです。ただし、席が空いている場合に限ります。

例①(診察終了時間が予定よりも遅くなった場合)

変更前

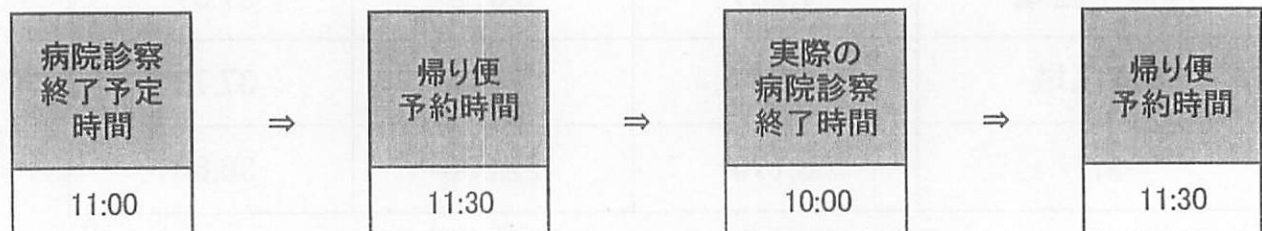


変更後

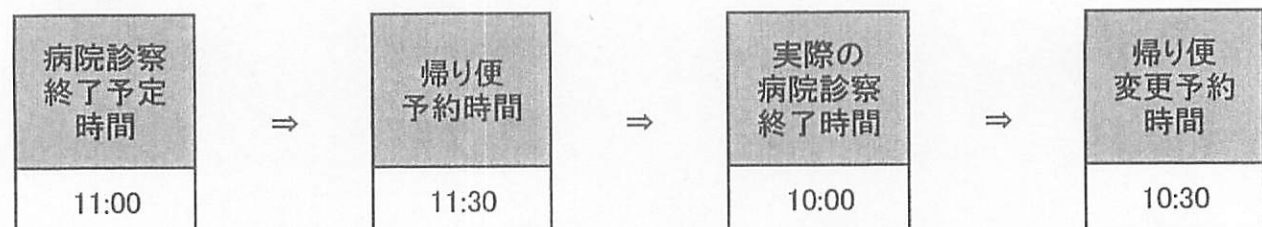


例②(診察終了時間が予定よりも早くなった場合)

変更前



変更後



新宮区域における地区公民館を目的地に追加することについて

新宮区域においては、コミュニティバスからデマンド交通に転換されたことに伴い、地区によっては、バス停もデマンド交通の目的地もなくなり、公共交通で行けない地区が多数発生することから、デマンド交通の目的地として地区公民館を加えるものです。

現在の目的地(新宮区域)

目的地種別	主な施設等
交通結節点	駅・バス停留所
医療・福祉施設	病院・歯科医院・福祉施設
金融機関	信用金庫・信用組合・JA・郵便局
商業施設	大型量販店
公共施設・学校園	公民館・図書館・学校園

変更後の目的地(新宮区域)(案)

目的地種別	主な施設等
交通結節点	駅・バス停留所
医療・福祉施設	病院・歯科医院・福祉施設
金融機関	信用金庫・信用組合・JA・郵便局
商業施設	大型量販店
公共施設・学校園	公民館・図書館・学校園・地区公民館

佐企ま第111号
平成29年1月30日

たつの市地域公共交通会議
会長 寺田 勝 様

佐用町地域公共交通会議会長
佐用町長 庵 途 典 章



佐用町コミュニティバスの運行内容の変更に係る審議依頼について

時下、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は地域公共交通の維持・確保に格別のご理解とご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて佐用町では、道路運送法に基づき、神戸運輸監理部に届出・登録を行い、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）によるコミュニティバスを運行しております。平成24年4月1日からは、播磨科学公園都市への通院・通学等を主な目的とした『三日月～播磨科学公園都市線』を創設し、貴市並びに上郡町地域公共交通会議の承認のもと、運行しているところです。

このたび佐用町のコミュニティバスでは、播磨科学公園都市圏域定住自立圏域の利便性向上を図ることから、圏域バス（播磨新宮駅～上郡駅）運行にあわせ、下記のとおり、来年度からの運行について、変更の計画をしています。

『三日月～播磨科学公園都市線』について、たつの市域を跨る路線での変更であるため、貴市地域公共交通会議の承認が必要となります。

つきましては、公共交通網の利便性維持・確保のため、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 系統

三日月駅～県立大附属高校

2. 変更内容

- (1) 運送しようとする旅客の範囲
- (2) 路線又は運送の区域ごとの対価の額
- (3) ウエスト神姫バス停「芝生広場」での乗降
- (4) 『三日月～播磨科学公園都市線』の時刻表の変更

※参考) 『佐用～船越線』においても、上記2 (1) (2) について、変更を計画しています。

お問い合わせ先

〒679-5380

佐用町佐用2611-1

佐用町企画防災課まちづくり企画室 鎌内

TEL: 0790-82-0664

FAX: 0790-82-0492

●佐用町コミュニティバスの運行内容の変更について（案）

1. 目的

佐用町で運営しているコミュニティバス佐用船越線（以下、「船越線」）・三日月播磨科学公園都市線（以下、「テクノ線」）について、播磨科学公園都市圏域定住自立圏（中心市：たつの市、構成市町：宍粟市、上郡町、佐用町）による「圏域バス」を、平成29年1月からJR播磨新宮駅から播磨科学公園都市を經由してJR上郡駅まで運行を始めたこと、ならびに、平成27年11月から、宍粟市の路線バスが佐用町と宍粟市を跨ぐ乗降分を除き、1乗車200円であることから、佐用町についても同圏域の利便性の向上を図るため、平成29年4月より、次の点について変更を行い、「広域連携バス」化します。

2. 変更内容

(1) 運送しようとする旅客の範囲の変更

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住のかた及びその親族のかた ・佐用町に生活の拠点を置くかた ・地域外からの訪問者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住のかた及びその親族のかた ・佐用町に生活の拠点を置くかた

圏域の利便性の向上を図ることから、佐用町のコミバスを「広域連携バス」化することにより、旅客の範囲を拡大します。

法令根拠は、道路運送法施行規則（平成27年3月31日改正）第49条第2項各号の規定に基づきます。

(2) 路線又は運送の区域ごとの対価の額の変更

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・小学生未満 無料 ・小学生 1乗車100円 ・上記以外 1乗車200円 ・通学定期（中学生以上が対象） 1か月 6,000円 2か月 12,000円 3か月 18,000円 4か月 24,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生未満 無料 ・小学生 1乗車150円 ・上記以外 1乗車300円 ・通学定期（中学生以上が対象） 1か月 8,000円 2か月 16,000円 3か月 24,000円 4か月 32,000円

平成29年1月から運行の圏域バスが、1乗車200円であり、同圏域の利便性の向上を図ることから、料金を改正します。

通学定期についても、同様に料金を改正します。

(3) 運賃の收受方法

原則として利用者は予め乗車回数券・定期券を購入し、乗車の際に乗車券を渡すこととします。現行制度から変更はありません。

(4) ウエスト神姫バス停「芝生広場」での乗降

「圏域バス」ならびに路線バスとの連携を図るため、西播磨県民局や光都プラザに近い「芝生広場」での乗降を可能とします。

(5) テクノ線の時刻表変更

「圏域バス」との利便性向上を図るため、時刻表を変更します。

JR等地域公共交通機関のダイヤ改正にあわせて運行時間が変更することがあります。

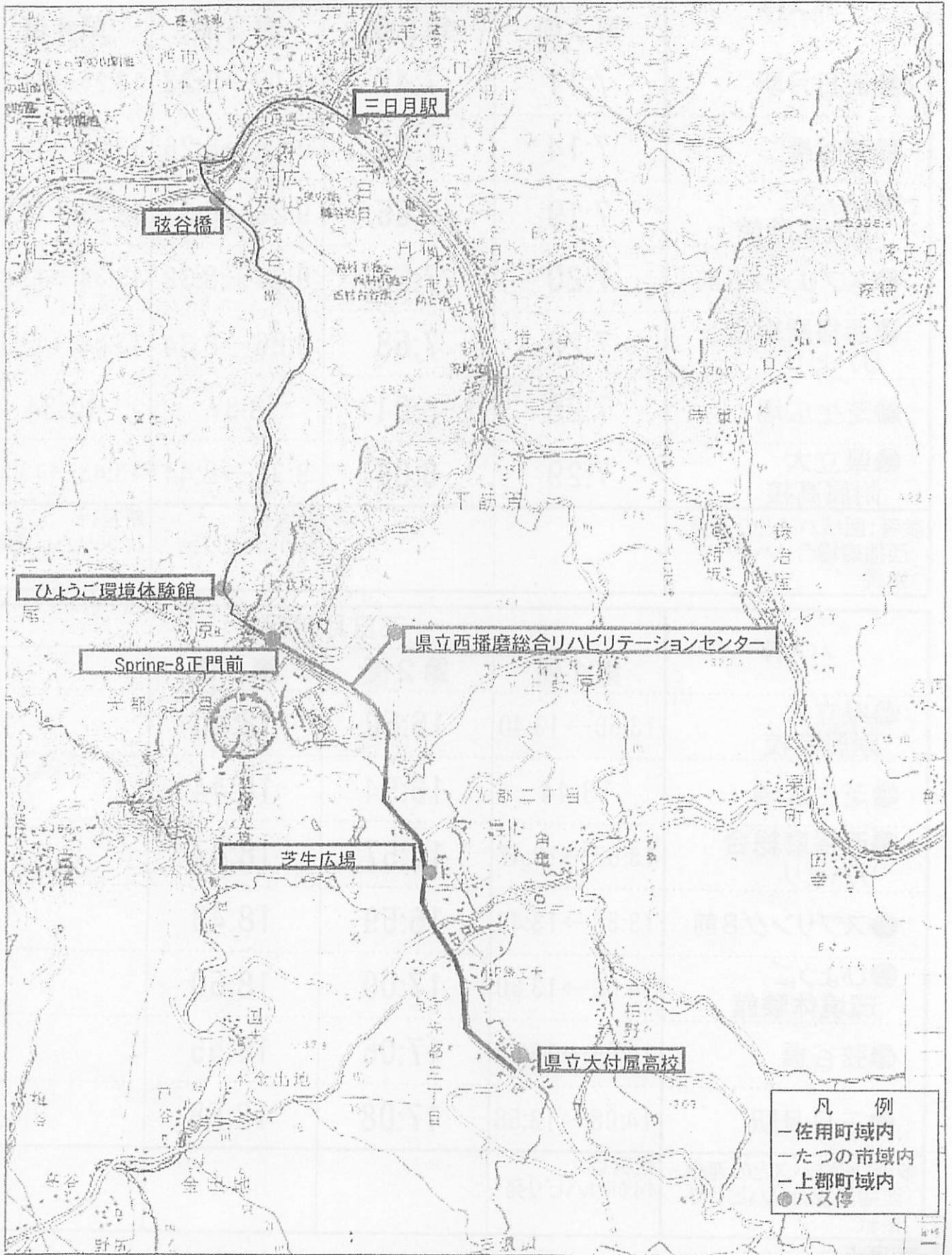
3. 変更による影響

運賃を1乗車200円に改正することは、船越線については、宍粟市の路線バスが原則として、1乗車200円であること、テクノ線については、圏域バスが1乗車200円であることから、同様に、運賃を同額とします。

また定期券の料金改正についても、船越線に関しては、県立佐用高校への利用が多く、テクノ線についても、終点の県立大学附属高校及び中学校までの利用が多いことから、運賃の改正を含め、周辺の交通サービス事業への影響は、少ないものと考えています。

佐用町社会福祉協議会による「さよさよサービス」の運賃が1乗車400円（高齢者や障害者は300円）で、江川ふれあい号の運賃が1乗車300円ですが、これらは、ドア to ドアのデマンドサービスであり、コミバスは決められたルートを運行する定時定路線型で、サービスに相違があります。そのため、社会福祉協議会の料金体系と比較し、安価であっても特に問題はないものと判断します。

コミバス佐用 三日月播磨科学公園都市線 路線(案)(H29. 4から)



コミバス佐用 三日月播磨科学公園都市線時刻表（案）

平成29年4月1日改正

バス停	播磨科学公園都市行き			
	第1便	第2便	第3便	第4便
●三日月駅	7:11	7:47	9:15→8:23	13:25→13:20
●弦谷橋	7:14	7:50	9:18→8:26	13:28→13:23
●ひょうご 環境体験館	7:19	7:55	9:23→8:31	13:33→13:28
●スプリング8前	7:20	7:56	9:24→8:32	13:34→13:29
●西播磨総合 リハビリ	7:22	7:58	9:26→8:34	13:36→13:31
●芝生広場	7:25	8:01	8:37	13:34
●県立大 附属高校	7:29	8:05	9:33→8:41	13:43→13:38
参考：圏域バスとの連携 西播磨総合リハビリで 接続			新宮行 8:40リハビリ発	新宮行 14:00リハビリ発

バス停	三日月駅行き			
	第1便	第2便	第3便	
●県立大 附属高校	13:50→13:40	16:50	18:40	
●芝生広場	13:44	16:54	18:44	
●西播磨総合 リハビリ	13:57→13:47	16:57	18:47	
●スプリング8前	13:59→13:49	16:59	18:49	
●ひょうご 環境体験館	14:00→13:50	17:00	18:50	
●弦谷橋	14:05→13:55	17:05	18:55	
●三日月駅	14:08→13:58	17:08	18:58	
参考：圏域バスとの連携 西播磨総合リハビリで 接続	新宮行 14:00リハビリ発			

変更点

- ・圏域バスとの接続：播磨科学公園都市行 第3便及び第4便の変更、三日月駅行 第1便
- ・乗降箇所の追加「芝生広場」

今後の主なスケジュールについて

年月日	スケジュール
平成29年2月23日 ～3月17日	・たつの市地域公共交通網形成計画パブリックコメント実施
平成29年3月10日	・広報3月号「市民乗り合いタクシー本格運行開始について」掲載
平成29年3月24日	・たつの市地域公共交通網形成計画策定
平成29年3月31日	・市民乗り合いタクシー本格運行出発式開催 ・コミュニティバス南北連結ルート以外廃止
平成29年4月3日	・全区域で市民乗り合いタクシー本格運行開始
平成29年5月	・平成29年度第1回ワーキンググループ会議開催
平成29年6月	・平成29年度第1回地域公共交通会議開催
平成29年10月	・平成29年度第2回ワーキンググループ会議開催
平成29年11月	・平成29年度第2回地域公共交通会議開催
平成30年1月	・平成29年度第3回ワーキンググループ会議開催
平成30年2月	・平成29年度第3回地域公共交通会議開催

たつの市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人をもって組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長、副会長及び監事を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

- 2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。
- 3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第13条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認められた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第16条 交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第17条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

(決算)

第18条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第5条第5項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第19条 交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第20条 交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第21条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会計年度の特例)

3 交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、設立された日から平成28年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者